

委託費内訳書

| 費目 | 工種 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 適用 |
|-------|----------|----|----|----|----|-------------|
| 直接人件費 | | | | | | |
| | 総合点検 | 1 | 式 | | | |
| | 機器点検 | 1 | 式 | | | |
| | 避難訓練立ち合い | 1 | 式 | | | |
| | 報告書等作成 | 1 | 式 | | | |
| | | | | | | |
| 一般管理費 | | 1 | 式 | | | 直接業務費の10%未満 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 積算原価 | | | | | | |
| 消費税等 | | | | | | 積算原価×10% |
| 委託料 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 月額（税抜） | | | | | |
| | 月額（税込） | | | | | |
| | | | | | | |

学校給食センター消防用設備点検業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）が川越市立学校給食センターの消防用設備点検にあたり、委託する業務について必要な事項を定めるものである。業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

2 委託期間

令和7年10月1日 ～ 令和8年 9月30日（1年・12箇月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

3 委託対象施設

委託場所及び業務実施期間は下表のとおりとする。

菅間学校給食センター 川越市大字菅間18番地9

今成学校給食センター 川越市今成2丁目35番地5

4 点検箇所及び回数ほか

| 点検箇所 | 回数 |
|--|--------------|
| <自動火災報知・防火扉排煙設備・消火栓設備・屋内消火栓・非常電源専用受電設備（消防用）> | |
| ・外観、機能点検 | 2回/年度ごとに1回ずつ |
| ・総合点検 | 2回/年度ごとに1回ずつ |
| <消火器> | |
| ・外観点検 | 委託期間中2回 |
| ・機能点検（外観点検を含む） | 委託期間中2回 |
| ・放射点検（薬剤詰替を含む） | 委託期間中2回 |
| <その他> | |
| ・避難訓練時の立ち会い | 2回/年度ごとに1回ずつ |

5 作業内容

- (1) 受注者は、上記施設に設備してある消防用設備等の機能保全のため定期的に技術員を派遣し、消防法、同法施行令及び同法施行規則に定める点検を行う。
- (2) 点検は、消防庁告示の基準により行う。
- (3) 点検の結果、機器の故障、破損、取替の必要その他異常を発見したときには、速やかに発注者に連絡し、双方協議の上最善の処置をとる。
- (4) 避難訓練に立ち会い、機器の操作を行う。

6 負担区分

- (1)点検に要する機器、機材、消耗品等は受注者の負担とする。
- (2)点検故障時に部品材料等を有する場合は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の負担とする。

7 業務実施打ち合わせ

受注者は、点検業務の実施にあたり、実施の日時、作業手順等発注者と十分な打ち合わせの上その指示に従い実施すること。

8 服装

業務に従事する者は、受注者指定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

9 法律・規則の遵守

受注者は、発注者の契約諸規定に従うと共に、関連法規関係法令、諸規定、通達等を遵守しなければならない。

10 諸官庁への届出

受注者は、当該業務にあたり、官公庁へ必要な報告・届出等を行うこと。

11 提出書類

受注者は、この用務の着手にあたり次の諸法令等の書類を提出すること。

- (1)業務実施計画書
- (2)その他（市が必要と認めたもの）

12 報告書の提出

- (1)受注者は、業務実施月毎に、最終日の業務が完了したときは、速やかに委託業務実施報告書（委託6）を提出すること。また、点検報告書に点検内容を記録し、併せて提出すること。
- (2)修繕や交換が別途必要な不具合箇所については、必要な対応策等を示した不具合箇所一覧表を作成し、提出するものとする。

13 支払い

2回払いとする。

- (1)令和8年 4月（10月～3月分）
- (2)令和8年10月（4月～9月分）

14 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

15 その他

- (1) 調理場内の点検作業を実施する際は、発注者の指示に従って保菌検査を行い、作業者が陰性であることを確認した後に行うこと。
- (2) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (3) この仕様書は業務の大要を示すものであって、ここに記載されていない事項についても誠意をもって行うこと。
- (4) この仕様書に記載のない事項が発生した場合については、契約書に基づき、係員と協議の上決定し、責任をもって処理するものとする。
- (5) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

不具合箇所一覧表

作成日 令和 年 月 日

委託名 _____

受注者 _____

印

(担当者名 : _____)

対象センター _____

| No | 判明日 | 不具合箇所 | 不具合内容 | 対応策等 | 緊急度 |
|----|-----|-------|-------|------|-----|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |

※必要に応じて、別途、写真や見積りを添付してください。